

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第一条関係)	別表(第二条関係)	別表(第一条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
宅地造成等工事の許可申請手数料 一 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 二 〇〇〇円 三 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四 〇〇〇円	宅地造成等工事の許可申請手数料 一 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 二 〇〇〇円 三 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四 〇〇〇円	宅地造成等工事の許可申請手数料 一 切土又は盛土をする土地の面積が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 二 〇〇〇円 三 切土又は盛土をする土地の面積が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四 〇〇〇円	宅地造成等工事の許可申請手数料 一 切土又は盛土をする土地の面積が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 二 〇〇〇円 三 切土又は盛土をする土地の面積が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四 〇〇〇円

十 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が一〇〇、〇〇〇平方メートルを	九 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が七〇〇〇平方メートルを超え	八 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が四〇〇〇平方メートルを超え	七 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が二〇〇〇平方メートルを超え	六 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が一〇〇〇平方メートルを超え	五 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が五〇〇〇平方メートルを超え	四 〇〇〇〇円	三 〇〇〇〇円	二 〇〇〇〇円	一 〇〇〇〇円	〇 〇円
--	---	---	---	---	---	------------	------------	------------	------------	---------

「法」  
という。

十 切土又は盛土をする土地の面積が一〇〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの	九 切土又は盛土をする土地の面積が七〇〇〇平方メートルを超え	八 切土又は盛土をする土地の面積が四〇〇〇平方メートルを超え	七 切土又は盛土をする土地の面積が二〇〇〇平方メートルを超え	六 切土又は盛土をする土地の面積が一〇〇〇平方メートルを超え	五 切土又は盛土をする土地の面積が五〇〇〇平方メートルを超え	四 〇〇〇〇円	三 〇〇〇〇円	二 〇〇〇〇円	一 〇〇〇〇円	〇 〇円
---	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------	------------	------------	------------	---------

法第十六条第一項及び第三十五条第一項の規定による宅地造成等、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土、盛土又は土石の堆積の土地があるものに限る。）	宅地造成等工事の変更許可申請手数料	宅地造成等工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積（変更に係る部分の切土、盛土又は土石の堆積の土地の面積をいう。）の区分に応じ、そのおのおのの額と同一の額	五〇、〇〇〇円 超えるもの 五一〇、〇〇〇円
法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限る。）	宅地造成工事の変更許可申請手数料	宅地造成工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土又は盛土をする土地の面積（変更に係る部分の切土又は盛土の土地の面積をいう。）の区分に応じ、そのおのおのの額と同一の額	四三〇、〇〇〇円

（広島県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）					
法律名 （略）	事務の区分 （略）	手数料の名称 （略）	金額 （略）	法律名 （略）	事務の区分 （略）	手数料の名称 （略）	金額 （略）
道路交 通法（法 第百八条 の二第一 項各号に 掲げる講 習におい て「法」 という。	（略）	講習手数料	一―二十六 （二十七 第十五号 又は第十六 号に掲げる 講習） 講習一時間 につき 二、〇〇〇円	道路交 通法（法 第百八条 の二第一 項各号に 掲げる講 習におい て「法」 という。	（略）	講習手数料	一―二十六 （二十七 第十五号 に掲げる講 習） 講習一時間 につき 二、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 公布の日
  - 二 第一条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日
- （経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限る。）に関する手数料について

ては、なお従前の例による。